

第41回熊本県トラックドライバー・コンテスト

実施要綱

1 目的

トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを醸成するとともに、交通事故防止の推進と環境負荷の低減に寄与することを目的とする。

2 主催

公益社団法人 熊本県トラック協会

3 後援(予定)

熊本県警察、九州運輸局熊本運輸支局、熊本県

4 協力

八代ドライビングスクール

5 開催日と会場

(1) 開催日

令和3年7月11日(日) 予備日 令和3年7月18日(日)

(2) 会場

八代ドライビングスクール

八代市平山新町5338 (TEL:0965-32-8135)

6 競技種別

(1) 第1部 全国大会選抜競技

全国トラックドライバー・コンテストに出場を希望する選手

(2) 第2部 県大会チャレンジ競技

資本金3億円以下又は従業員数300人以下の事業者であること。また、競技者の所属する事業者が同一企業グループに属する場合において当該企業グループの貨物運送部門全体の規模が、資本金及び従業員数のいずれも前述の基準を超えるときは、当該競技者は表彰の対象から除くものとする。

(3) 第3部 ステップアップ競技

トラックドライバー・コンテスト開催日に、満20歳以下の選手で準中型免許以上の免許を保有している選手

7 競技部門

第1部は、中型車部門、大型車部門、けん引車部門、女性部門の4部門とする。

第2部は、準中型車部門、中型車部門、大型車部門、けん引車部門、女性部門、ダンプ部門の6部門とする。

第3部は、準中型車部門、女性部門の2部門とする。

競技に使用する車両は当日示すが、競技車両の車両クラスは、出場部門により次の通りとする。

○準中型車部門・・・車両総重量5.1トン車を使用（準中型免許以上所持者）

○中型車部門・・・車両総重量7.9トン車を使用（中型免許及び8トン限定中型免許以上所持者）

○大型車部門・・・車両総重量23.4トン車を使用（大型免許所持者）

○けん引車部門・・・トレーラ車を使用（けん引免許所持者）

○女性部門・・・事前に各部門の車両クラス（準中型車、中型車、大型車、けん引車、10トンダンプ車）から選択し使用、ただし、第3部は、準中型車を使用する。

○ダンプ部門・・・10トンダンプ車を使用

8 出場選手の資格

熊本県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員のトラックドライバー及び一般から申込みのあった者48名以内とし、年齢及び性別は問わない。

(1) 各支部長が出場選手として推薦した者でなければ出場することはできない。

なお、一般からの申込みは、県ト協事務局へ直接申し込むものとする。

(2) 会員事業所の在籍従業員で勤務成績が優秀であり、出場推薦日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ、過去1年間無事故、無違反であること。

(3) 同一事業所からの出場選手（女性を除く）は、原則2名までとする。

(4) 重複して他部門に出場することはできない。（フォークリフト大会を除く。）

(5) 過去全国大会に2回出場している者は出場することができない。

(6) 無資格者並びに出場推薦日から表彰日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。

9 表彰

(1) 第1部の表彰は次によるものとする。

① 選手表彰

ア. 熊本県知事賞

競技種別の第1部全部門の総合得点第1位の者

イ. 熊本県警察本部交通部長・熊本県トラック協会会長連名賞

競技種別の第1部各部門第1位の者

ウ. 熊本県トラック協会会長賞

各部門の競技出場者数の3割を表彰する。ただし、第3位の者までとする。

② 事業所表彰

九州運輸局熊本運輸支局長賞

競技種別の第1部各部門第1位の者が所属する事業所

(2) 第2部及び第3部の表彰は次によるものとする。

① 選手表彰

熊本県トラック協会会長賞

各部門の競技出場者数の3割を表彰する。ただし、第3位の者までとする。

(3) 第1部・第2部における共通の表彰は次によるものとする。

熊本県トラック協会会長特別賞

シニア（50歳以上）の出場者のうち、全部門を通じて総合得点第1位の者

10 競技審査の概要

(1) 学科競技

60分の時間をもって、安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について、マークシート方式により行う。

内容は、満点を400点とし、法規（道路交通法）、構造機能（車両）及び運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）について行う。

(2) 実科競技（運転技能・点検）

安全・無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術、日常点検動作について審査する。

① 審査方法：実科競技採点表に基づき行う

② 競技時間：実施要領に明示する

③ 審査内容：審査の主眼は以下のとおり

ア. 運転操作及び法規履行

安全措置、発進、制動、走行、車体感覚、通行区分、進路変更、直進・右左折（巻き込み防止措置を含む。）ハンドル操向、適切なシフトアップ、駐停車等。

イ. コース走行及び課題走行

幹線、模擬市街路のコース走行（発進、停止を含む）、交差点通過（右折及び左折を含む。）側方通過等や、隘路の通過、車庫入れ（車両側方・後方の指定された停止位置と停止板の距離確認）。なお、大型車部門及びけん引車部門については、一部を審査基準から除くものとする。

ウ. 運転態度

事故防止を規範とした真摯な安全運転姿勢、歩行者保護

エ. エコドライブ

省エネ運転に配慮した運転

オ. 日常点検

別表「熊本県トラックドライバー・コンテスト用日常点検基準」における点検動作

(3) 競技の配点及び順位の決定方法

① 配点 1,000点満点

ア. 学科競技・・・法規200点、構造機能100点、運転常識100点

イ. 実科競技・・・運転技能・点検600点

② 順位の決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

ア. 過去5年間の免許歴を有し、かつ過去5年間無事故、無違反の者とする。

イ. 運転技能の得点の高い者とする。

ウ. すべてが同点の場合には、高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

1.1 全国大会出場選手の派遣と資格

- (1) 競技種別の第1部各部門の第1位入賞者を次の派遣部門のとおり、熊本県代表選手として、全国大会へ派遣する。（10月23日～25日予定）

【派遣部門】

熊本県第1部		全国大会
中型車部門	⇔	4トン部門
大型車部門	⇔	11トン部門
けん引車部門	⇔	トレーラ部門
女性部門	⇔	女性部門

- (2) 全国大会への出場は、同一事業者から1名限りとし、出場できない場合は次点者を繰り上げるものとする。

第41回熊本県トラックドライバー・コンテスト

I. 学科競技実施要領

1. 学科競技の主眼

交通法規等安全運転に必要な知識の会得状況について採点する。

2. 学科競技時間、配点等

学科競技の範囲、出問数、学科競技時間および配点は次のとおりとする。

学科競技（法規・構造機能・運転常識）

法 規	40問	200点満点	} …60分
構造機能	20問	100点満点	
運転常識	20問	100点満点	

3. 学科競技要領

(1) 問題用紙は伏せて配布する。

ア. 答えは別紙の解答用紙（マークシート方式）に記入すること。

イ. 「はじめ」の指示で学科競技が開始されるが、まず部門、選手番号、氏名を確実に記入すること。

ウ. 解答用紙は、鉛筆を使用して必要な箇所に記入すること。

(2) 問題を一通り見て、字の不明なところがあれば手をあげて係員に聞くこと。
ただし、問題の内容に触れるものには回答しない。

(3) 問題用紙に、メモや計算等を書き込んでも差し支えない。（電卓の使用不可）問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。

(4) 早くできた選手は、45分経過後退席してもよいが、解答用紙は机の上に伏せて、他の選手の迷惑にならないよう静かに退席すること。

一度退席したら再度入席は出来ない。また、廊下等での雑談はしないこと。

(5) 時間については、10分前、5分前の終了予告をする。

(6) 筆記用具等の件で用事がある場合は、手をあげて係員に聞くこと。

Ⅱ. 実科競技実施要領

1. 審査の主眼

安全運転に取り組む姿勢を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術、日常点検項目について審査する。各部門とも満点を600点とし、実科競技採点表に基づいて採点する。

2. 審査対象項目

(1) 運転操作および法規履行

安全措置、発進、制動、走行、車体感覚、通行区分、進路変更、直進・右左折（巻き込み防止措置を含む。）、ハンドル操向、適切なシフトアップ、駐停車等。

(2) コース走行

幹線、模擬市街路のコース走行（発進、停止を含む）、交差点通過（右折及び左折を含む。）側方通過等や、隘路の通過、車庫入れ（車両側方・後方の指定された停止位置と停止板の距離確認）。なお、大型車部門及びけん引車・ダンプ部門については、一部を審査基準から除くものとする。

(3) 運転態度

事故防止を規範とした真摯な安全運転姿勢、歩行者保護

(4) エコドライブ

省エネ運転に配慮した運転

(5) 日常点検（全部門とも2分）

熊本県トラックドライバーコンテスト用日常点検基準（別表参照）における点検項目の実行

(6) 運転時間（全部門とも10分）

一定時間経過後は減点の対象とし、10秒毎に5点減点とする。

ただし、次に掲げる場合は、計測時間減点の対象から除外する。

- ① 先行車待ち（他車の停車等を待つ間で同乗審査官が指示する場合）
- ② ホーム着け時の測定時間
- ③ 赤信号の待ち時間
- ④ 競技中、S字カーブ及びクランクで前車が妨げた時間
- ⑤ 同乗の審査官が特別な指示を行った場合

3. 競技の進行

(1) 選手は実科競技進行順序により、各自の競技時刻を承知して指定場所に待機する。

(2) 選手は、選手誘導係からの指示により、自分が競技を行う車両の正面の白線上にヘルメットを着用し、車両の前面を向いて整列し、審査官に対して自分のゼッケン番号及び氏名をはっきり申告する。

- (3) 競技開始の準備が完了次第、審査官の「競技始め」の合図をもって、『指定点検項目』について日常点検を開始する。
- (4) 審査官の「競技終了」の合図をもって、直ちに競技を止めて、車両の正面の白線上に車両の前面を向いて整列する。

なお、制限時間内に競技を終えた選手は、車両の正面の白線上に車両の前面を向いて整列し、競技を終了する旨を審査官に伝えて競技を終了することができる。
- (5) 審査官の指示により、選手は競技車両に乗車し、エンジンを停止させ、両足をペダルから放し、ギヤをニュートラルにして、サイドブレーキをかけ運転者側のドアをロックし、シートベルトを着用して待機する。
- (6) スタート地点における発進は、同乗審査官の「発進」の指示に従ってエンジンを始動し、速やかに発進すること。スタート地点における発進合図は、方向指示器を出すことにより行う。
- (7) コースの走行順序の細部は同乗審査官の指示するとおりとし、不明の場合は速やかにたずねる。
- (8) シートベルトは車庫入れ時にははずすことができ、はずしておく必要がなくなったら、直ちに装着しておく。
- (9) 競技終了後、所定の停車位置に到着したら、エンジン停止、サイドブレーキ操作等所定の作業を行い、選手誘導係の指示により、所定の場所に移動する。

4. 競技条件（日常点検）

- (1) 競技当日に示す『指定点検項目』について、点検作業の審査を行う。点検順序、点検動作等は自由とする。
- (2) 点検中、点検箇所、点検内容、点検結果を、審査官に対して指差しまたは呼称などで分かりやすく示すこと。
- (3) 審査官から質問を受けた場合は、その場で簡潔に応答する。
- (4) 『指定点検項目』以外の点検及び次の①～⑩の点検を行う必要はない。
 - ① 車検証等携行品の確認
 - ② エンジンを始動して行う点検
 - ③ ラジエータ・キャップを開けて行う点検
 - ④ キャブを上げて行う点検
 - ⑤ エンジンオイル量の点検
 - ⑥ ファンベルトの点検
 - ⑦ ブレーキの空気圧力の上がり具合の点検
 - ⑧ エア・タンクの凝水点検
 - ⑨ 車両下部にもぐって行う点検
 - ⑩ 速度表示灯の点検

- (5) バッテリー等、車両装置の位置確認については、審査官に質問できる。
- (6) 『指定点検項目』がライト関係の場合、審査官に補助を求めることができる。
- (7) 次の事項は禁止する。
 - ① 審査官に対する経過時間の質問
 - ② 審査官に対する点検内容の質問
 - ③ 点検ハンマーでの必要以上の強打

5. 競技条件（運転競技）

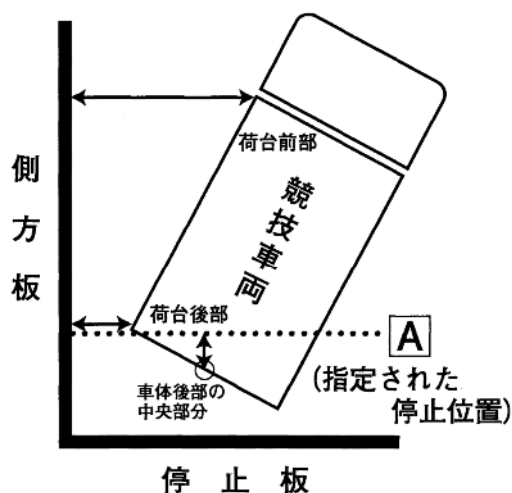
- (1) 審査（時間測定を含む。）は、同乗の審査官が「発進」と指示したときから、車庫入れを完了した時までとし、法令に従い正しい基本操作を行うこと。
- (2) コースは一般道路（コース舗装面はすべて車道）とみなし、コース上の道路標識、道路標示等はすべて有効とすること。
- (3) 最高速度は法定速度または規制速度以下とし、道路及び交通の状況に応じた速度で走行すること。（変速ギヤの選択は自由とする。）
- (4) 左折小回りの基準は、交差点内に縁石と車道外側線がある場合は縁石から左後輪（けん引車はトレーラの左後輪）が、おおむね1メートル以内を走行すること。
なお、左折直後の中央線はみだしは必要限度で行っても良い。
- (5) 路外離脱（脱輪）の際は、直ちに停止し、同乗審査官の指示を待つこと。
- (6) 車庫入れは車体後端と指定された停止位置と平行に接近させること。車庫入れが完了したときは、ハッキリ大声で「よし」と車両後部附近にいる計測員に知らせ、エンジンを切ること。（車庫入れ完了後の発進は、審査官の指示によること。）

減点配分	運転車両	50点	40点	30点	20点	10点
後方左側間隔	準中型車 中型車	接触	39cmをこえるもの	31cmをこえ39cmまで	23cmをこえ31cmまで	15cmをこえ23cmまで
	大型車	接触	60cmをこえるもの	50cmをこえ60cmまで	40cmをこえ50cmまで	30cmをこえ40cmまで
	けん引車	接触	70cmをこえるもの	60cmをこえ70cmまで	50cmをこえ60cmまで	40cmをこえ50cmまで

- (7) 測定は、後方の車体後端と指定された停止位置との距離確認
次頁図—1のとおり。
- (8) コース走行終着点では、指示された目標線（発着点ポール）に車体先端（フロントバンパー）を一致させ駐車状態にしておくこと。

熊本県トラックドライバー・コンテスト用
日常点検基準

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	(1) ブレーキ・ペダルの踏みしろが適切であること。 (2) ブレーキの液量が適量であること。 (3) ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 (4) 駐車ブレーキ・レバーの引きおろしが適切であること。
2 タイヤ	(1) タイヤの空気圧が適切であること。 (2) 亀裂及び損傷がないこと。 (3) 異常な磨耗がないこと。 (4) 溝の深さが十分であること。 (5) ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリー	液量が適量であること。
4 原動機	(1) 冷却水の量が適量であること。 (2) ファン・ベルトの張り具合が適切であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (3) エンジン・オイルの量が適量であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯または点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(1) ウインド・ウォッシャの液量が適量であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (2) ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。



ホーム着け
(図-1)

Ⅲ. 選手の遵守事項

1 出場選手心得

(1) 選手登録

選手は、当日午前 8 時 0 0 分から午前 8 時 4 0 分までに 1 階受付にて氏名を登録すること。

(2) 服装、携行品等

選手は、作業服、作業靴など競技を行う服装とゼッケンを装着し、実科競技で使用するヘルメット及び必要に応じて点検ハンマー、運転免許証を携行すること。なお、筆記用具及び昼食は、主催者側において準備する。

2 実科競技方法

(1) 競技は、当日配布の「実科競技進行順序」に基づき実施する。

(2) 選手の待機方法

選手は、各自の競技参加指定場所に待機し、進行係員の指示により競技に入ること。なお、競技の終了した者は、選手控え室会場で係員の指示のもと待機すること。

3 注意事項

(1) 学科及び実科競技中は、選手と主催者側以外の者との接触は禁止するものとし、この禁止事項を破った選手は失格とする。

(2) ゼッケンは、開会式、学科・実科競技及び表彰式のすべてに着用すること。

(3) 立入禁止区域には絶対に入らないこと。

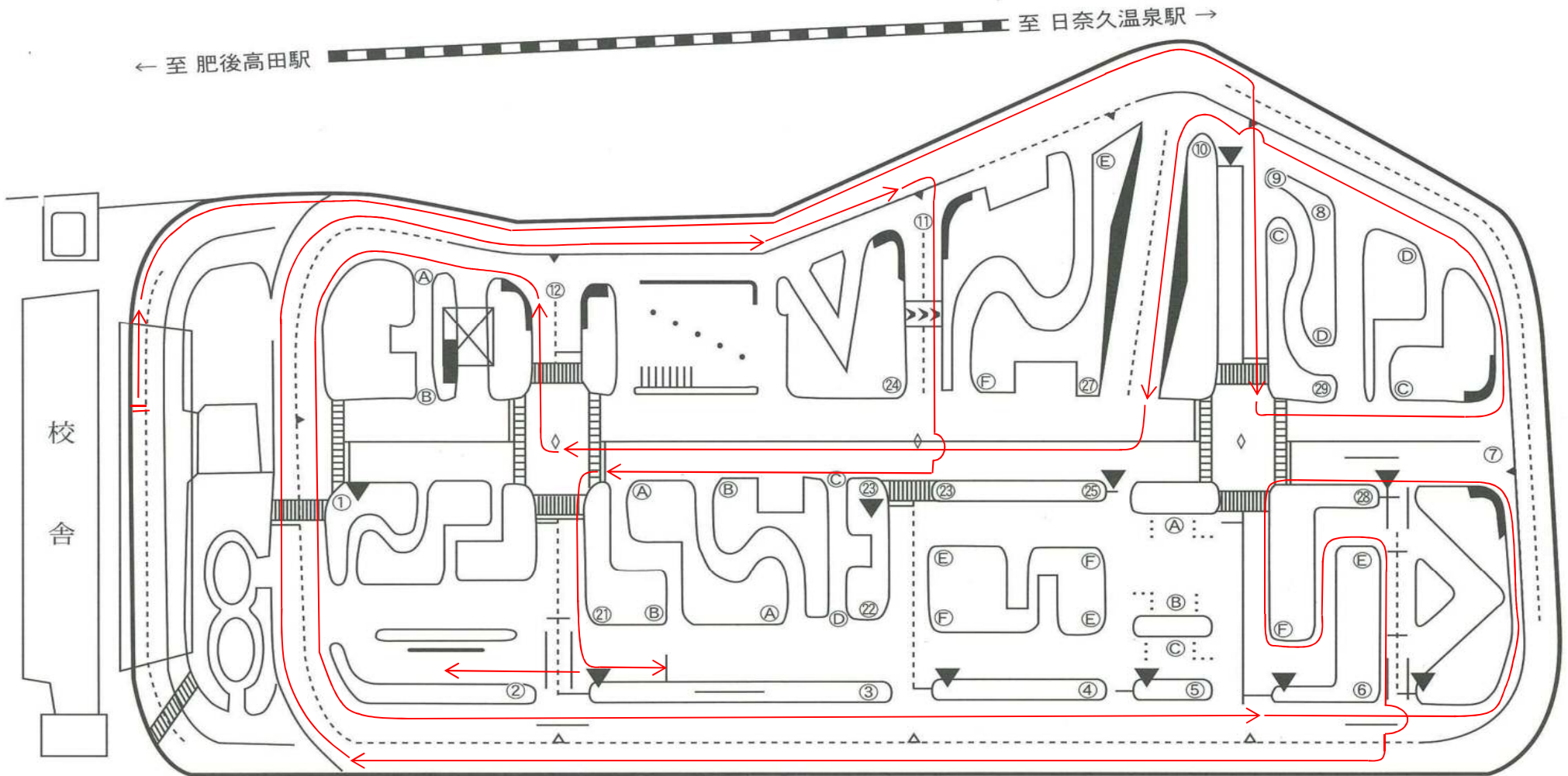
(4) 学科及び実科競技中は、携帯電話等の通信機器の持参・使用は一切認めない。

(5) 喫煙は所定の場所で行うこと。

(6) 会場の美化（吸殻、空缶）に努め、施設、器具等を滅失・破損又は汚損したりしないこと。

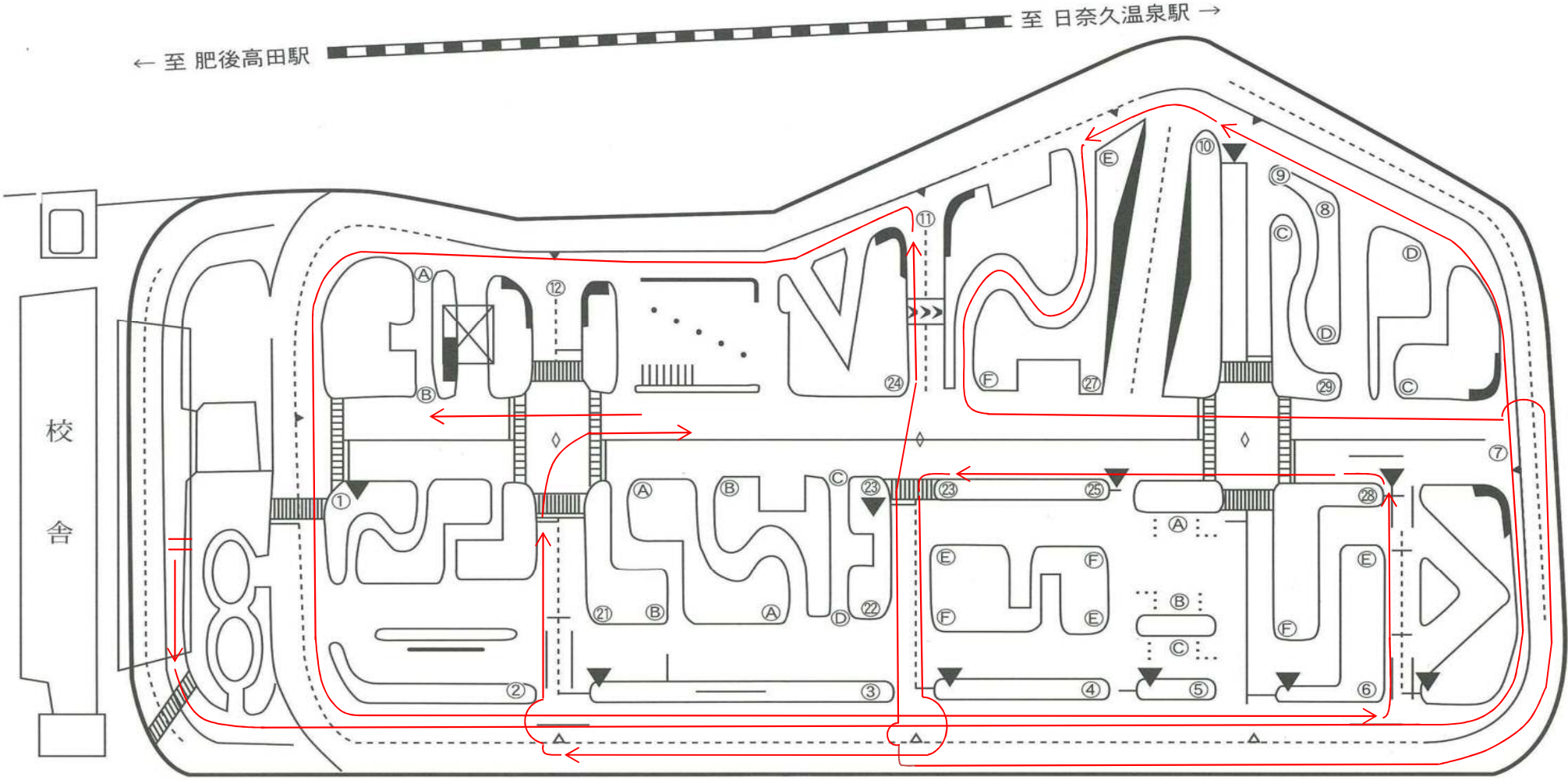
熊本県トラックドライバー・コンテスト運転競技コース（中型車部門）

八代ドライビングスクール コース図



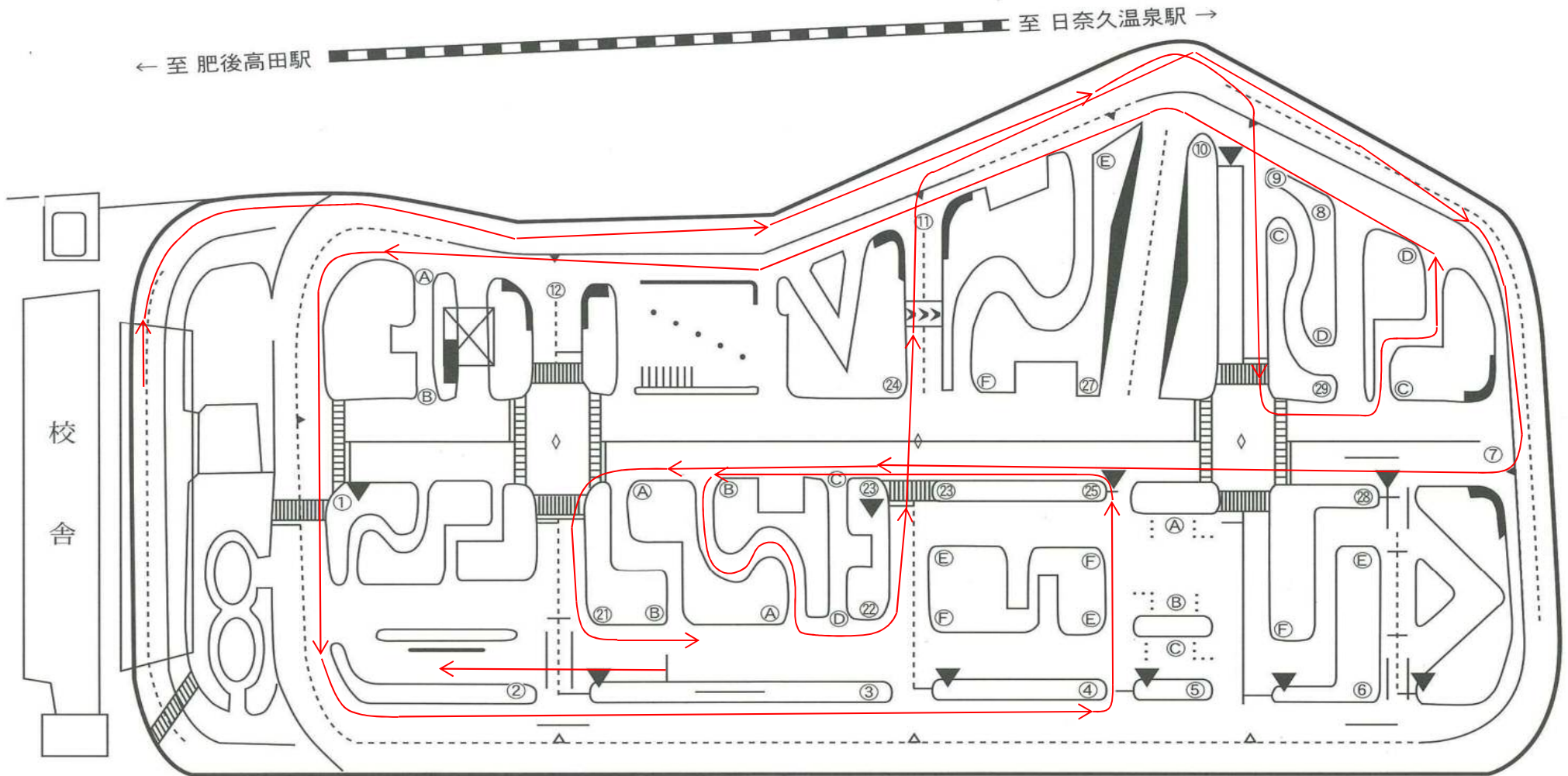
熊本県トラックドライバー・コンテスト運転競技（大型車部門・けん引車部門）

八代ドライビングスクール コース図



熊本県トラックドライバー・コンテスト運転競技コース(準中型車部門)

八代ドライビングスクール コース



熊本県トラックドライバー・コンテスト運転競技（ダンプ部門）

八代ドライビングスクール コース

